

高槻市障がい福祉サービス等事業者に対する サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するため、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を補助することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に特段の定めのない限り、国補助要綱において使用する用語の例によるものとする。

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、高槻市内で障がい福祉サービス事業等を行う事業者等とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、令和3年12月22日障発1222第2号（令和4年3月31日障発第0331第9号・一部改正）社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」及び令和4年12月16日障発1216第2号社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づき、事業所等が障がい福祉サービスを継続して提供するために必要な事業（以下、「補助事業」という。）とする。

3 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、国補助要綱のとおりとし、補助率は10分の10とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、国補助要綱により算出した額（千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、国補助要綱の規定に準じて作成した実績報告書、領収書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る

消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは速やかに補助金の交付を決定の上その額を確定し、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- (1) 法令等に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定し、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、無かったものとみなす。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をした後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書を受けた後、30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第7条第1項各号のいずれかに該当しないこと若しくは該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、高槻市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第12条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

（他の補助金の一時停止等）

第14条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の取消するときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日をもって施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月6日をもって施行し、令和4年4月1日から適用する。